

山形県立自然公園条例施行規則の一部改正案の概要に対する意見募集結果

1 意見の募集期間

令和5年11月7日(火曜日)から令和5年12月1日(金)まで

2 意見等の件数

1件 (意見提出者 1人)

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	ご意見の概要	県の考え方
1	自然公園指定前にはこの自然は狩猟や採取・炭焼きや山菜採取・木工用生地財採取として使われておりその人為が自然と共存し自然も良好で人間も豊かな生活を送っていたと思います。自然公園の森林が除間伐されなくなり、ブナ枯れ・ナラ枯れ・松枯れ・トド松枯れを引き起こしたと思います。思い切って人為の手を入れ、完満の樹木を伐採し森林更新を図り紅葉樹林業を行うべきと考えます。木工業が盛んになります。	山形県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するために、知事が指定するものです。県立自然公園の特別地域内における木材の伐採は規制されており、許可制となっております。県立自然公園については、引き続き、適切な利用の推進に努めてまいります。